

環境教育講座等実施要領

1 趣旨

この要領は、環境教育講座等（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定める。

2 目的

本事業は、千葉市環境教育等基本方針を踏まえ、環境局や教育委員会との連携のもと、公民館等の施設を活用して、市民、民間団体、事業者等との協働により、E S D（持続可能な開発のための教育）の考え方に基づいた環境関連の講座、勉強会、自然観察会等を開催することで、本事業の参加者が環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深めることを目的とする。

3 本事業の概要

（1）本事業の所管

本事業全体については、環境局環境保全部環境総務課（以下「事業所管課」という。）が所管し、個別の講座等の開催については、その講座等を開催する公民館等の運営を管理する者（以下「運営管理者」という。）が所管するものとする。

（2）環境教育講座リストの作成

事業所管課は、民間団体や事業者（以下「民間団体等」という。）に対して、活動内容及び活動経験並びに人材の派遣及び資器材の提供に関する意向を調査し、その結果をもとに公民館等で開催する適切な講座等を環境教育講座リスト（以下「講座リスト」という。）として作成し、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課（以下「生涯学習振興課」という。）及び運営管理者に提供する。

（3）講座等の依頼

講座等の開催については、事業所管課が生涯学習振興課及び運営管理者に開催を依頼し、当該年度予算の範囲内で、各区の公民館等の施設において毎年度1回以上開催するものとする。

（4）講座等の実施

講座等の開催を予定している運営管理者は、環境問題の現状や地域の特性などを考慮し、講座リストから実施する講座等を選択し、実施するものとする。

（5）講座等の経費の負担

講座等の開催に係る次に掲げる経費については、一講座当たり次に定める金額を上限として当該年度予算の範囲内で事業所管課が負担するものとする。

ア 講師謝礼 13,000 円（講師：3,500 円×2 時間×1 人、スタッフ（助手）：1,500 円×2 時間×2 人）

4 本事業の役割分担等

（1）事業所管課

ア 講座リストの作成

イ 生涯学習振興課への講座等の開催依頼

ウ 講座等の開催する施設の運営管理者との連絡調整

エ 講座等の開催に伴う、民間団体等との連絡調整及び協力依頼

- オ 講座等の開催に係る講師謝礼の支払い
- カ アからオまでに定めるほか、講座等の開催に係る必要な事項
- (2) 生涯学習振興課
 - ア 講座等の実施施設の調整
 - イ アに定めるほか、講座等の開催に係る必要な協力
- (3) 運営管理者
 - ア 開催する講座等の選択及び実施
 - イ 開催する講座等に係る事業所管課との連絡調整
 - ウ 開催する講座等の実施場所の確保
 - エ 開催する講座等への参加者の募集
 - オ 開催する講座等の当日の管理、運営
 - カ アからオまでに定めるほか、講座等の開催に係る必要な事項
- (4) 民間団体等
 - ア 講座リスト作成に係る調査への協力
 - イ 開催する講座等への人材の派遣及び資材及び器材の提供
 - ウ その他、講座等の開催に係る必要な協力

5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事業所管課が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。